

平成二十五年二月十二日受領
答 弁 第 一 一 号

内閣衆質一八三第一号

平成二十五年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員石川知裕君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川知裕君提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年に懲戒処分を受けた警察職員の数が前年に比べ増加したこと等については、国民の警察に対する信頼を揺るがしかねない重大な問題であると考えている。

二について

平成二十四年に懲戒処分を受けた警察職員の数が前年に比べ増加したこと等の原因について、懲戒処分の事由には様々なものがあることから、一概にお答えすることは困難であるが、平成十二年以降警察において推進してきた警察改革の精神が徹底されていないことも、原因の一つと考えている。

三について

平成二十四年八月に警察庁は、全国の警察に対し、警察改革の精神を徹底させるために実現すべき施策の実施を指示したところである。今後とも、全ての警察職員が一丸となって、当該施策を着実に推進することにより、国民の信頼及び治安の確保に努めてまいりたい。

四について

被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の在り方については、現在、法制審議会において調査審議が進められているところである。警察においても、引き続き、被疑者取調べの録音・録画の試行を実施するなどして、被疑者取調べの録音・録画の在り方について検討を進めてまいりたい。